様式第１号（第４条関係）

　年　　月　　日

茨城町長　宛

団体名

代表者住所

代表者氏名

連絡先　　　　　-　　　　　-

桜の郷コミュニティーセンター使用許可申請書

　下記のとおり、桜の郷コミュニティーセンターの使用許可を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体等の内容 | 活動の内容　：会員数　：　　　　　名活動日　：　年　・　月　　　　　回音に関する器具等使用の有無　：　無　・　有（具体的な器具等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 使用の目的 | １．区等の活動　　２．団体の活動　　３．サークル活動４．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 申請期間 | 年　　月　　日～　　　　年　３月３１日 |
| 使用人数 | 　　　　　　　　人（最大　　　　人） |
| 主に使用する諸室 | 集会室１　・　集会室２　・　調理室　・　和室その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| その他参考事項 |  |

＜添付資料＞

　・活動内容が確認できる資料

　・会費等を徴収する場合は、収支計画書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決　裁 | 公室長 | 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係員 |
| 年　　月　　日 |  |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 決定事項 | 許可　・　不許可（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（裏面）

１　私は、使用許可を申請するにあたり、桜の郷コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例及び桜の郷コミュニティーセンターの管理運営に関する規則、その他運用等に関する規定を遵守することを誓約します。

また、次の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、使用の取り消しなど、町の行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

＜抜粋＞

|  |
| --- |
| 条　例（使用許可の制限）第９条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。（１）公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。　（２）政治的又は宗教的団体が、その目的のために利用するとき。　（３）営利を目的とした催し物及び販売等を行うおそれがあるとき。　（４）施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。　（５）騒音等他の使用者及び周辺住民の快適性を著しく損なうおそれがあるとき。　（６）その他管理運営上支障があると認めたとき。（使用許可の取り消し）第１０条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティーセンターの使用許可を取消し、又は使用を中止させ、若しくは変更することができる。（１）前条各号の事由に該当すると認めたとき。　（２）この条例又は規則等に違反したとき。 |

|  |
| --- |
| 規　則（遵守事項）第９条　使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。（１）予約した諸室とその附属設備及び備品以外のものを使用しないこと。　（２）施設長の許可のないところに、みだりに立ち入らないこと。　（３）使用による騒音、振動、又は悪臭等を発生させないこと。　（４）使用する諸室の形状を勝手に変更しないこと。　（５）指定された場所以外での飲食又は火気を使用しないこと。　（６）危険物を持ち込まないこと。　（７）持ち込んだ物品、飲食のごみ等は持ち帰ること。　（８）室内等へ無断で張り紙や鋲止めをしないこと。　（９）職員の指示に従うこと。　（１０）各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。（権利譲渡の禁止）第１０条　使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。（予約申込みの取り消し等）第１１条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、予約申込みの全部又は一部を取り消し、若しくは変更することができる。（１）公共事業等により、管理者が施設を使用する必要性が生じたとき。　（２）使用の目的又は使用条件を逸脱し、若しくは遵守事項に違反したとき。　（３）使用の目的又は資格を偽り、不正に許可を受けたとき。　（４）使用者が、使用料を納付しないとき。（５）職員の指示に従わないとき。　（６）災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。　（７）その他管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。２　前項により、予約申込みの全部又は一部を取り消し、若しくは変更を命じた場合において、使用者が損失を受けても、町長はその責めを負わない。 |

署名又は記名押印